町営平成ヶ浜住宅１・２号館

入居者募集！

住　宅　種　別

特定公共賃貸住宅（子育て世帯向け定期借家）【保育園併設】

募集戸数　**【１号館】**１戸　210号室（３ＬＤＫ　約73㎡／戸）
【２号館】２戸　108号室（３ＬＤＫ　約73㎡／戸）
408号室（２ＬＤＫ　約64㎡／戸）

家賃限度額　**【１号館】**54,000 ～ 79,600円／月（収入階層による）
【２号館】（108号室）53,200 ～ 76,100円／月（408号室）47,000 ～ 67,000円／月（収入階層による）

駐車場使用料　3,000円／月（駐車場は、団地外の近接場所となります。）

申込期間及び方法

【１号館】随時募集中（土日・祝日を除く）
【２号館】９月３日（月）～９月14日（金）（土日を除く）
申込書に必要事項を記入し、必要書類（申込みのしおり参照）を添えて申し込んでください。
※申込み当日は必ず印鑑を持参してください。

受付場所及び受付時間

場所　役場３階　産業建設課　　**時間**　8:30 ～ 17:30

入　居　資　格

１．同居しようとする親族に平成19年４月２日以降に生まれた児童がいる世帯であること。（妊娠中を含む）
２．入居者もしくは同居者が坂町出身者（その親または祖父母のいずれかが、坂町出身者の場合を含む。）、または町内に一定期間（現在まで３か月以上継続して）住所を有すること。もしくは一定期間（現在まで２年以上継続して）坂町内に勤務地を有すること。（※住所を有することとは、坂町の住民基本台帳に記載のあること。）
３．日本国籍を有すること。
４．納付すべき税等（町県民税、所得税等）を滞納していないこと。
５．収入が基準以内であること。
※入居者全員の年額所得の合計が、定められた基準範囲であること。（裁量階層有り）
※特定公共賃貸住宅の政令月収が158,001円から259,000円であること。収入の詳細については、源泉徴収票等収入のわかる関係書類を持って役場産業建設課にご相談ください。
６．入居者もしくは同居者が暴力団員でないこと。
注）妊娠中の方は、母子健康手帳または医師の証明が必要です。
注）入居資格等詳しいことについては、役場産業建設課にお問合せください。

入　居　の　条　件

１．借地借家法に基づく定期借家であるため、入居期間は入居したときから５年間とします。
２．入居後５年を経過する時点で、未就学児または就学後３年以下の児童があり入居者が希望する場合には、最年少の未就学児童が就学したときから３年を限度に再契約することができます。
３．虚偽の申請による申し込みの場合、入居者もしくは同居者が暴力団員と判明した場合には、入居許可を取消し住宅の明け渡しをしていただきます。

選考方法の概略

【１号館】入居申込者が募集戸数になり次第、締め切ります。
【２号館】入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により入居候補者及び補欠候補者を決定します。

入　居　可　能　時　期

別途通知します。

◆平成ヶ浜住宅に併設される保育園のお知らせ
平成ヶ浜住宅には保育園が併設されており、平成ヶ浜住宅に入居される方で、保育園の入園条件に該当する場合には、優先的に入園することができます。（詳細については、役場民生課へお問合せください。）

◎入居申込書及び申込みのしおり
申込書及びしおりは役場産業建設課、町民センター、坂公民館、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、Ｂ＆Ｇ海洋センターにて配布します。
また、坂町ホームページからもダウンロードできます。
http://www.town.saka.hiroshima.jp/sakacho/

◎問合せ
住宅に関すること
役場産業建設課　☎820－1512
保育園に関すること
役場民生課　☎820－1505

健康さか21

９月は健康増進普及月間です
１に運動　２に食事　しっかり禁煙　最後にクスリ
～ 健康寿命をのばそう ～

真剣に‼あなたの健康を守りたい‼

がん検診を受けましょう

～ がん集団検診　9/28（金）まで申込み受付中 ～

１年に１回は、がん検診を受けましょう。
子宮頸がん・大腸がん検診（検便）は、20歳から、胃がん・肺がん・乳がん検診は、40歳から受けることができます。

皆さんに、がん検診の大切さを訴えるメッセージです。

坂町のがん検診を受け、がんを早期発見・早期治療し、現在もお元気で生活されている70歳代男性から、皆さんへのメッセージです。

私は、平成19年がん検診を受診し、肺に異状があり、再検査の結果、右肺に初期の肺腺がんと診断され、即手術しました。初期がんのため抗がん剤も放射線も使用せず、今は４ヶ月に１回経過観察通院をしています。
もし、検診を受けていなければ、がんは進行し、治療も長期化し、抗がん剤・放射線の使用やその副作用、転移や余命などの心配で身体的・精神的負担は大きく、また生活面の制約や経済的にも大きな負担となったことでしょう。自分のことで、早期発見の大切さを、身をもって実感しました。
手術後、５年目となりますが、体調も良好で、散歩時々、孫と野外スポーツを楽しんでいます。これも検診制度のお陰と行政当局に感謝しております。
自覚症状がない段階の早期がんであれば、医療技術の進歩で、がんは完治可能です。
がんが進行すると上記に書いたような状態になり、負担が大きくなります。
がん検診は、町民に与えられた権利です。一度もがん検診を受診されていない人は、積極的に利用し、健康で楽しく幸せな人生を送りましょう‼

忘れずに検診申込み！

本紙の16ページに掲載している『基本健診・がん検診等申込書』にご記入の上、９月28日（金）までに提出してください。

◎問合せ　役場保険健康課　☎820－1504　保健センター　☎885－3131

安芸消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器を設置された皆様へ

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
※バルサン等の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。

設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

９月９日は「救急の日」

７月の火災件数
0件（年間累計　1件）
救急件数
64件（年間累計378件）

消すまでは　出ない行かない　離れない

問合せ　安芸消防署坂出張所　☎885－0100